

みえ食の“人財”育成プラットフォーム
産学連携事業 実施要綱

(目的)

第1条 みえ食の“人財”育成プラットフォームの会員である産学が連携し、出前講座や工場および生産現場の見学、学生・生徒とのコラボ商品の開発等を行うことで、「みえの食」の将来を担う人材を確保・育成につなげる。

(定義)

第2条 この要綱において、事業者とは、みえ食の“人財”育成プラットフォーム会員である、農業、林業、漁業、製造業又は販売業（内容又は表示等の責任を負う者として販売を行う場合に限る。）を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人若しくは団体をいう。

2 この要綱において、教育機関とは、みえ食の“人財”育成プラットフォーム会員である、大学、専門学校又は高等学校をいう。

(事業の内容等)

第3条 事業内容は、以下のとおりとする。

(1) 「みえの食」の達人による出前講座

若い世代に食に関する関心を持ってもらうため、生産者、製造現場、シェフなど、各ジャンルの専門家が高等学校・大学等に赴き（又はオンライン）、出前講座を実施する。

(2) 生産現場および工場見学

就職等を控えた学生・生徒に食の製造現場を知ってもらうため、工場見学（場合によってはオンライン開催）を実施する。

(3) 学生・生徒とのコラボ商品の開発

商品開発に新たな視点を盛り込むため、また学生・生徒に将来につながる社会体験をしてもらうため、コラボ商品企画を実施する。

(事業実施期間)

第4条 本事業の実施期間は、原則単年度とする。ただし、前条（3）に限り、複数年度により対応することも可とする。

(事業実施手続)

第5条 第3条（1）及び（2）について、みえ食の“人財”育成プラットフォーム事務局（以下、「事務局」とする。）は事業者および教育機関に要望調査を

実施する。事業者及び教育機関は参加申込書（様式第 1 号又は第 2 号）を事務局に提出し、事務局によりマッチング調整を行う。

- 2 第 3 条（3）について、事務局は事業者に要望調査を実施するとともに、参加申込書をもとに教育機関とのマッチング調整を行う。

（費用の助成）

第 6 条 事業者及び教育機関において、みえ食の“人財”育成プラットフォーム助成金の活用を可能とする。ただし、原則、教育機関に実費以外の費用負担は求めないこととする。

- 2 みえ食の“人財”育成プラットフォーム助成金の活用に関しては、別に定める、みえ食の“人財”育成プラットフォーム助成金に関する運用（以下、「運用」とする。）のとおりとする。

（補 則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、本事業に係る事務の処理に関し必要な事項は事務局長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 4 年 2 月 1 4 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和 7 年 3 月 1 2 日から施行する。
- 2 改正前の実施要綱により決定された取組については、なお従前の例による。